

会員規程

一般社団法人日本産業カウンセラー協会定款（以下「定款」という）第3章会員の規定に基づき、入会及び退会等に関する規程を次のとおり定める。

（登録料・入会金及び年会費）

第1条 入会希望者は、別に定める資格登録会員及び一般会員ともに原則として次の金額を納入しなければならない。

(1)資格登録会員 入会金 7,000 円、 年会費 10,000 円

(2)一般会員 入会金 7,000 円、 年会費 10,000 円

2 入会手続きを完了した者に対しては、「資格登録会員証」又は「会員証」を発行する。

3 入会金及び年会費（以下、会費という）の変更を行うに当たっては、総会の議決を経なければならない。

（正会員の権利）

第2条 資格登録会員証又は会員証を保有する正会員は、協会の活動に参加する権利及び定款第10条に基づく権利を有するものとする。

2 前項に規定する協会活動に参加する権利とは、総会代議員に関する被選挙権及び選挙権並びに総会に出席する（代議員に選出された場合を除く）権利を言う。

（入会承認）

第3条 定款第7条に基づく一般会員の入会承認手続きについては、執行理事会で行う。

（年度後半の入会）

第4条 10月1日から翌年3月31日までの間に入会した正会員については、初年度の会費を5,000円とする。

（家族会員）

第5条 正会員の資格を有する者の同居の配偶者、親又は子が入会する場合、届出があれば、その者の会費は7,000円とする。ただし、会報の送付は、1世帯につき1冊とする。

2 家族会員の要件に該当しなくなった者は、協会に対しその旨、届け出なければならない。

第6条 削除

（再入会）

第7条 協会を退会后3年以内に再入会する場合、入会金は5,000円とする。ただし、定款

第13条に基づいて除名処分を受けた者については、原則として再入会を認めない。

(会費の前納制)

第8条 定款第9条に基づく会費については、年度開始の前日までに納入しなければならない。

(会費滞納者への督促)

第9条 前条に基づく納入期限までに会費を納入しない会員に対しては、速やかに督促を行うものとする。

(会費滞納者に対する取扱い)

第10条 前条に基づき会費納入を督促したにもかかわらず、6月末日までに会費が納入され

ない会員については、7月より、第2条に定める会員の権利を停止する。

2 1年以上会費を滞納した会員は、その会員資格を失う。

(資格登録更新)

第11条 資格登録会員の資格登録更新については、「産業カウンセラー資格登録及び同更新制度に関する規程」の定めるところによる。

(休会)

第12条 会員は、病気・海外赴任・育児・介護等により、会員としての活動が著しく困難な場合、当該理由に関する証明書等を添付の上、休会の申し出を行うことができる。別に定める休会審査委員会は、この申し出が適当と判断される場合、1年以上5年以内の期間に限り休会扱いとすることができる。

(1) 休会中の会員に対しては、会費納入および資格登録更新要件を免除する。

(2) 休会中の会員は、第2条に基づく権利を有しない。

(3) 休会中の会員は、入会金を支払うことなく会員に復帰することができる。

(退会、資格喪失及び除名)

第13条 会員の退会、資格喪失及び除名については、定款第11条から第13条に定めるところによる。

(会員名簿)

第14条 協会は、定款第8条に基づき、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成し、本部事務所に備え置くものとする。

2 会員名簿は、協会の会員サービス等の目的に限って使用するものとする。

(社員名簿)

第 15 条 協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）第 31 条及び第 32 条第 1 項に基づいて、理事、監事及び代議員の氏名及び住所を記載した名簿（以下「社員名簿」という。）を作成し、本部事務所に備え置くものとする。

- 2 正会員は、一般社団・財団法人法第 32 条第 2 項に基づいて、理由を明示し、協会の業務時間内において、備え置かれた社員名簿の閲覧及び謄写請求を行うことができる。ただし、
協会は、請求者が業務の遂行を妨げる目的で行う場合、請求者が協会の業務と競争関係にある事業を営み又は従事する場合、請求者が利益を得て第三者に通報する場合等一般社団・財団法人法第 32 条第 3 項に該当する場合、これを拒むことができる。
- 3 正会員が多量の社員名簿謄写を請求する場合、その費用は請求者が負担するものとする。

(支部所属)

第 16 条 会員は、住所地又は勤務地のいずれか本人の指定する登録地を管轄する協会支部に所属するものとする。

(賛助会員)

第 17 条 賛助会員の入会承認手続きについては、執行理事会が行うものとする。

- 2 賛助会員の会費は、一口につき 50,000 円とする。ただし、年度後半に入会した賛助会員については、初年度の年会費を一口につき 25,000 円とする。
- 3 会費については、毎年度開始直後納入を求めるものとする。
- 4 会費を納入した賛助会員については、定款第 10 条に基づいて正会員に与えられる権利に準じた取扱いを行うほか、カウンセリングサービス、研修、教育等について権利を与えるものとする。

(雑則)

第 18 条 会員の資格に関し、この規程に定めのない事項については、理事会の決定によるものとする。

附則

- 1 この規程は 2013 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は 2016 年 7 月 9 日から改定施行する。
- 3 この規程は 2017 年 4 月 1 日から改定施行する。

- 4 この規程は 2019 年 2 月 1 日から改定施行する。
- 5 この規程は 2024 年 6 月 29 日から改定施行する。